

平成24年 第1回臨時会

浪江町議会会議録

平成24年1月25日 開会

平成24年1月25日 閉会

浪江町議会

平成24年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（1月25日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第1号上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第2号上程、説明、質疑、討論、採決	2 1
報告第1号上程、説明、質疑	3 3
議案第2号上程、説明、質疑	3 6
閉会の宣告	3 8

浪江町告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成24年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成24年1月19日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成24年1月25日（水） 午前9時
- 2 場 所 福島県二本松市本町1丁目60番地2
安達地方広域行政組合 自治センター
- 3 付議事件
 - (1) 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第7号）
 - (2) 物品購入契約の締結について（ホールボディカウンター購入）

○応招・不応招議員

応招議員（20名）

1 番	愛 澤	格 君	2 番	山 崎	博 文	君
3 番	山 本	幸一 郎 君	4 番	吉 田	数 博	君
5 番	若 月	芳 則 君	6 番	横 山	精 一	君
7 番	渡 邊	文 星 君	8 番	泉 田	重 章	君
9 番	橋 爪	光 雄 君	10 番	田 尻	良 作	君
11 番	渡 部	貞 信 君	12 番	鈴 木	辰 行	君
13 番	佐 藤	文 子 君	14 番	紺 野	榮 重	君
15 番	佐々木	恵 寿 君	16 番	小 黒	敬 三	君
17 番	勝 山	一 美 君	18 番	三 瓶	宝 次	君
19 番	佐々木	英 夫 君	20 番	馬 場	績	君

不応招議員（0名）

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成24年第1回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成24年1月25日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成23年度浪江町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第5 議案第2号 物品購入契約の締結について
(ホールボディカウンター購入)
- 日程第6 報告第1号 財団法人浪江町振興公社の経営状況報告について
- 日程第7 報告第2号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について

出席議員（20名）

1番	愛澤格君	2番	山崎博文君
3番	山本幸一郎君	4番	吉田数博君
5番	若月芳則君	6番	横山精一君
7番	渡邊文星君	8番	泉田重章君
9番	橋爪光雄君	10番	田尻良作君
11番	渡部貞信君	12番	鈴木辰行君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	佐々木恵寿君	16番	小黒敬三君
17番	勝山一美君	18番	三瓶宝次君
19番	佐々木英夫君	20番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	上野晋平君
総務課長兼会計管理者	根岸弘正君	企画調整課長	谷田謙一君
税務課長	大浦泰夫君	産業振興課長	高倉敏勝君
健康保険課長兼津島診療所事務長	紺野則夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口勝美	書記	瀧美佐江
書記	鈴木清水		

-
- 議長（吉田数博君） 東日本大震災以来10カ月が経過いたしました。
第1回臨時会開会に先立ち、今回の災害で犠牲となられた方々
に対し皆様とともに哀悼の意を含め黙とうを捧げたいと思います。
ご起立を願います。黙とう。

[黙とう]

- 議長（吉田数博君） ありがとうございます。着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員は20
名であります。
定足数に達しておりますので、平成24年第1回浪江町議会臨時会
を開会いたします。

(午前 9時01分)

◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであ
ります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、
20番 馬場 績君、1番 愛澤 格君、2番 山崎博文君を指名い
たします。
-

◎会期の決定

- 議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○議長（吉田数博君） ここで、全員協議会開催のために暫時休議をいたします。

（午前 9時02分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 11時45分）

◎議案第1号上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

日程第4、議案第1号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第1号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

本案は、福島県男女共生センターの賃貸借期間の満了により、新たに仮設庁舎を建設するため歳入歳出それぞれ3億9,750万1,000円を補正増するものです。

歳入の主なものは、市町村行政機能応急復旧補助金2億5,980万円であります。

歳出の主なものは、仮設庁舎建築工事等工事請負費3億7,861万9,000円、工事管理業務委託料1,114万6,000円等であります。

詳細については、総務課長が説明をいたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは事項別明細書により説明を申し上げます。5ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でありますけれども、款1町税、町民税の個人分であります。現年課税分8,790万円の補正増でございます。

款14国庫支出金、総務費国庫補助金で2億6,230万円、節3市町村行政機能応急復旧補助金2億5,980万円であります。これは、仮庁舎の建設に係る補助金で、補助率が3分の2でございます。節4原子力災害避難住民等交流事業費補助金250万円あります。これについては、補助率が3分の1の補助率でございます。

款18繰入金、財政調整基金繰入金4,730万1,000円の補正増です。今回の繰入後の財政調整基金の残高が10億4,786万円になります。

次に、歳出であります。款2総務費、項1総務管理費であります。24仮庁舎管理費ということで今回の補正額が3億8,976万5,000円でございます。

節13委託料1,114万6,000円、敷地調査測量・造成、外構工事設計業務委託料等でございます。なお、設計については町単独で町の職員が行いたい。単価の積算については委託をしたいという内容でございます。

15工事請負費、3億7,861万9,000円、仮設庁舎建築工事、電気設備工事、給排水設備工事、電話・通信設備工事、庁舎外構工事ということでございます。

なお、議案資料第1号ということで、資料を付けてございます。

建設予定地につきましては、いままで3カ所の候補地で検討してまいりましたが、1カ所については、貸付はできないということでありまして、もう1カ所につきましては面積が若干狭いこと。また既存の建物の取り壊し等に時間を有することから評価をしまして、交通アクセス、行く地図の分かりやすさ、状況変化に柔軟に対応できるなどの理由から、二本松市所有の永田6丁目工場用地に建設したいと考えております。

仮設庁舎の規模であります。鉄骨造りの2階建て2,000平方メートル程度で検討してまいりたいと思います。

庁舎建築方式であります。繰越事業対応ということでリース式ではできないということで、建築工事方式ということでございます。

スケジュールであります。工事を平成24年8月中旬まで終了しまして、8月下旬から引っ越しをしたいということでございます。

予算書に戻りまして、款3民生費であります。8災害救助費773万6,000円の補正増であります。これは3.11復興のつどい実行委員会補助金でありまして、復興のためのシンポジウム開催等の予定としています。

次に、3ページにお戻りいただきたいと思っております。第2表の繰越明許費補正でございます。追加としまして、款2総務費、項1総務管理費、事業名仮設庁舎建設事業ということで、3億8,976万5,000円を繰越明許費にしたいということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（馬場 績君） 補正予算の5ページ、個人町民税、補正を含めて1億8,900万円という町の予算であります。調査不足であります。法人税の課税も含めて減免措置についてはどのようになって

いるのか。現年課税ということですから、被災者に対する課税ということになるわけでありますが、特例措置を含めてどういうことになっているのかということを確認をしたいと思います。

それから、議案第1号資料の説明で、民有地の1カ所については、売買の話がまとまらないというよりも相手方はその場所を売ることができないという説明が今あったわけですが、先ほどの全員協議会の中では、この所有者に聞いたところ、売却の意思ありということを確認したというのが、全員協議会の中でも出た話であります。なぜそのような齟齬が生まれたのか。所有者が売れないという交渉の経過について。

〔「借りる」と呼ぶ者あり〕

○20番（馬場 績君） 貸し借りの問題。売却ではなく、貸し借りの経過について簡単にご説明をいただきたいと思います。

それから、これは念のためという話にならざるを得ないので、仮庁舎を建設すると。当面、仮庁舎での業務展開を何年ぐらいとお考えになっているのか。当然のことながら、仮庁舎の設計も見えていないのですが、役場業務が入ることになれば、今の施設とは比較できないわけですが、さまざまな不足、不備の問題が出てくるのではないかと。仮庁舎には入ったことはありませんけど、プレハブ仮庁舎について、町庁舎としては、どれぐらいあそこで業務展開をするという方針のもとに建設計画を提起されるのかお聞かせいただきたい。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君） 個人町民税に関しまして質問にお答えいたします。

東日本大震災による被災者に対する町税等の減免に関する条例を9月議会におきまして制定いただきました。それに伴いまして、減免措置を実施したところによる補正であります。

内容といたしましては、合計所得500万円以下につきましては、100%、10分の10減免、500万円を超えて750万円以下につきましては50%減免、750万円を超え1,000万円以下につきましては25%減免、これを適用させた形の中での補正ということでございます。

〔「法人」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（大浦泰夫君） 先ほど法人と言いましたが、個人でございます。訂正いたします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 貸し付けの交渉の経過ということですが、1月18日に相手方の会長、総務部長との話し合いを行いました。

た。その結果で貸し付けはできないというございました。

次に、仮設業務の期間ということですが、今の状況では何年ということはなかなか断言できないということでもあります。

ただ、復旧、復興がはじまりますと、やはり仮設庁舎あるいは浪江町の本庁舎に分かれて業務を行うことにもなるのかなということ考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 町税の課税の問題ですが、今回の補正で個人だけということは、法人については減免措置内で対応するという範囲の個人所得ということなのかどうか。それから今手元にあれば100%、50%、25%の課税件数について分かればお示しをいただきたい。

それから、庁舎問題については、しばらく全員協議会でも現地調査、あるいは場所も含めた議論をしてきたわけですが、やはり場所の選定については、1カ所にしぼって町側としては望んで来たのではないかという見方が非常に強いわけですが、先ほど答弁がありました民地についても、別な角度から聞くと、そうではないということで、行政側に対する不信もこの間、残ってきたという経過があると思うんです。

庁舎移転の問題については、東和から男女共生センターに移る際にも議会側に何ら説明も打診もなかったと。我々議員にも案内もなかったという経過があったことは、町長もご存じだと思います。こと行政運営については、我々大いなる責任を伴っているわけです。

したがって、庁舎移転の問題についてはかなり議会とのわだかまりを残してきたわけですが、町長として、あるべき議会との関係についてどう反省をされているのか。改めてこの場でお聞きをした上で、今後どう対処していくおつもりなのか確認をしておきたいと思っております。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君） 質問にお答えいたします。法人町民税に対しては、減免してございません。

また、先ほど申しました減免の対象件数でございますが、500万円以下、100%減免につきましては8,332人、500万から750万円以下につきましては634人、750万円を超え1,000万円以下につきましては123人、1,000万円以上、これは今回の減免適用になりませんが、この方につきましては79名でございます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

今議員おただしのとおり、議会と行政は車の両輪の如くだと思

ます。したがって、議会の皆さんには重要なことにつきましては、いろいろこれからもご相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 町税の課税、今回の補正については、今の答弁のとおりですから理解をしたわけですが、実は今回の原発災害に伴う事業者の実質利益、あるいは農業者に対する賠償金に対して所得課税をするということになれば、当然のことながら町県民税も課税されるということになるわけでありませぬ。

簡潔に申し上げますが、私も農業をやっていた関係で一定額の賠償金をいただきました。しかしこれはまったく私の意思で牛を手放したわけでもなく、農業生産を離れたわけでもありません。警戒区域損害という、避難せざるを得ない、生産の現場を離れざるを得ない状況の中での賠償金であります。賠償金に対する課税そのものが私は間違っていると思うのですが。これは政治の世界の話になると思いますが、一昨年、宮崎県で牛の口蹄疫が発生しました。これは法定伝染病で国が賠償したということで100%非課税であります。今回も牛の病気以上の大災害、大打撃を受けたわけでありませぬ。お金の出所は東京電力であっても、原発政策そのものは国策であります。東京電力と国に責任があるということは度々申し上げてきました。

結果、今回の賠償について課税をするというのは、いろんな角度から考えても、納得ができないというか、課税の根拠がないのではないかと思います。そういう立場で非課税の特例措置を何としても作らせていかないと、いつ再生産の現場に戻れるかはわからないが、生活も含めて再生産に復帰するその意欲と機会を奪われてしまうと思う。それほど重大な問題である。賠償課税についてどのような見解をお持ちで、どのように対処していくおつもりなのか。最初税務課長、そして町長に見解をお示しいただきたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君） 今ご質問に対してわかる範囲でお答えいたしたいと思ひます。

現在、賠償金につきましては、非課税、事業収入また一時所得と、用途によっては異なつてきているということになつてきております。

非課税につきましては、現在国税庁から示された内容につきましては、義援金に係るものに対しましては非課税扱いになります。また精神的苦痛にかかわる補償金これについても非課税といたしま

す。また一時所得の取り扱いにつきましては、給与等が途中で止まりましてその後補償されたものにつきましては一時所得扱い、一時所得ですので、当然その収入から50万円を控除し、残った金額の2分の1が課税対象となるということであります。その他、先ほどありましたように農業とか事業をやっている方につきましては、これは事業収入ということで、一応国税庁のほうからは通知が入ってきております。

ただ、議員おただしのとおり、畜産につきましては資産にかかわるもの、逆に言いますと乳牛で牛乳をとるための牛といったものに対しましては、これは資産という取り扱いになります。

資産の取り扱いになった場合につきましては、何らかの不可抗力によって財産が侵害されたという部分の補償でありますので、それに対しましては非課税扱いにする。

ただ、子牛で購入いたしまして8カ月、10カ月育成しまして売却するといったものに対しましては、資産という取り扱いではなくて、事業収入で入れるということになっておりますが、繁殖牛関係部分の取扱いは現在、明記になってきておりません。その件につきましては、再度私どものほうからも税務署を通じて国税庁のほうにその辺の取り扱いについて、できれば明確にさせていただきたいということで上げておりますが、その件につきましては、近いうちに何らかの回答をいただけるかと思っておりますが、現状につきましてはそういった形になっております。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 賠償課税についてお答えをいたします。

議員おただしのとおり、私ども日々の暮らしと生業が全て崩壊いたしました。したがって、それに対する賠償でありますので課税するべきではないという認識をもっておりますし、さらにはそういう場面が出た場合に、これは絶対阻止していかなくてはならないと考えております。

〔「特例措置」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 0時10分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 0時10分）

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 特例措置については求めていきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 庁舎建設にあたってなんですが、東和から男女共生センターに移る時点で、3月までしか貸せませんよという話は既にあったわけですから、もっと早く計画を進めるべきではなかったかと思います。事ここに来てぎりぎりの段階でいろいろ議論をするべきではなかったと考えます。

私は土地の設定する場所を決めるのが一番大切かと思っていたのですが、建設工事まで出てきているわけです。この建設工事については、委員会で全然議論していません。それで、少なくとも3億8,900万円近く使うわけです。そのうちに、町は1億2,300万円近くもたなくてはいけない、3分の2ということであれば。このお金は東京電力から貰うからいいんだという考えだったら、3億9,000万円全部貰えばいいんですという考えもあります。

1億2,000万円もたった3年か4年の間こんなにお金を投じなくてはならないということは、町長は9月議会、12月議会に「町に帰れるのか、帰れないのか」と言った時には「2、3年で帰ります。」と言うのだから、私はそれを信じていたから。そのためになんでこんなに金をつぎ込むのかということでもあります。それから庁舎建設にあたって、暫定的な金として3億8,000万円という金が出ているわけですが、少なくとも設計料として1割とって3,800万円ですか、それから測量調査の1,000万円ぐらいとったとします。それを抜いた金額で工事金とした場合、3億4,000万円近く工事です。坪単価に直すと56万1,000円近く庁舎建設に使うわけです。例えプレハブだとしても。本格的な工事になってきているわけです。もちろん設計の仕方にもよりますが、形をしているか、町の要望を受けてやるのでしょうか、そのためにこんなにお金を投じるのかということをお聞きしたい。いかがでしょう。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 男女共生センターが3月31日までということで大変迷惑をおかけしているということでもあります。遅れたことについては申し訳ないと思っております。

ただ、今回の工事請負費としまして、3億7,800万円ほど計上しております。やはりそれなりの庁舎。仮設ではありますが、ある程度の行政事務をやっていくのには、やはりこの程度かかるのかということでもあります。詳細設計というものについてはまだやっておりません。今の共生センター、窓もないということですので、本当に暗い所でやっているという状況でありますので、仮設庁舎につま

しては、ある程度明るさ等もとりながら、執務環境を整えていきたいということで設計をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 庁舎については、男女共生センターが期限が切れる。その期限が切れることについては、借りた時点で分かるんですね。これしかありません。ただ町はおそらく幾らか申し込めば延期してもらえるのではないかと。もう少し借りられるはずだと安易な考えでいったのではないかと思うんです。金額についても決まったわけでもないでしょう、確かに。だけれども、坪単価60万円も出すわけですから立派な建物です。プレハブにかかわらず、軽量鉄鋼ですから別な考えがあるはずだと、私は考えます。

建てるにあたって、こんな立派な物を建てるのだったら、町長やはり長くいるという解釈でしょう。先ほど説明した双葉郡でやるんだと言ったが、2、3年で帰るという気持ちではないのではないかと思います。もうここに少し腰を落ち着けなくてはならないということです。とすると、これまでの答弁と、整合性がないような気がするのですけれども。だから思い切ってもっと長くなりますということをするべきであり、それは庁舎建設とは関係ないけれども、そんなに金をかけるんだからということなんです。その意味では、その辺のことをはっきり聞きたいんですが、いかがでしょう。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 仮役場庁舎建設については、長期間帰れないからこのぐらいの金額をかけるだろうということではなくて、町民アンケートにも出てましたように、2年、3年以内に帰町したいという皆さん方の声もありますので、できるだけ早く帰れるように環境整備というものもしていきたいし、賠償の問題についても、早急に全面賠償ができるような形でやっていきたいと思えます。

建設費については、私は素人なものですから坪50万円、あるいは60万円、非常に高いとは思いますが、ただこれだけの面積、今の執務環境から考えますと、これだけの面積をとらないと執務のスペースがなかなかできないということ。それから大きさによって、排水あるいは浄化槽等の問題、電気設備等の関係で金額が嵩んでくるのかなという感じがしています。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 先ほど町長が2、3年で帰るとするのはアンケートから出てきたから3年と言われたということですが、私がこれまで議会で聞いてきたことは、町長の気持ちとして、これはあの

ぐらゐの爆発があればそんな簡単に帰れませんよということから、もっと長い日にちが出てくると思ったんです。3年というのゐアンケートではなくて、町民が思っていることではなくて、町長の判断として原発の被害からいくと、当分浪江町には帰れないという結論を聞いたかった。今聞いたらアンケートだったということで、これはこれでいいです。

それはお金として交付金としては、これまでになるんだつたらば、どうせ東京電力に請求するんだという結論が、ある方の意見もあつたようですけれども、二本松の三保市長は一生懸命浪江町のことを考えてくれます。だから安達なんかも出た話だと思ひます。しかし、市議会議員の人達は、浪江のことなんて考えていません。いやいや本当。これ何でわかつたかという。それはいいです。議員は市長の考えとまったく隔たりがあります。だとすれば、二本松にこだわらないで、福島とか郡山に出て行けば良かつたんだ。おそらく空き庁舎があつて、そこに建てなくても入れたんではないかという懸念があつたわけですが、今さらここまできてこれ申し上げるということではありませぬけれども、先ほど言つたように新しく建てるといふこと以外にも空いた所の建物を見つけるべきだつたという考えを持つております。

いずれにしても、ここまできたからしかたありませんが、残念の一言だと思ひます。答弁はいいませぬ。

〔「今の発言は失礼だ」と呼ぶ者あり〕

○19番（佐々木英夫君） 今の市議会議員についての発言については、削除していただきたい。ということは、こういう話としては、市長の話よりも。

○議長（吉田数博君） 削除でよろしいですね。他に質疑ありませんか。5番。

○5番（若月芳則君） 質問いたします。

リース方式と建築工事方式が役場庁舎の方式にあると。富岡町はリース方式でやると、それだと繰り越し云々の対象にならないから今の時期なら行政との応急復旧補助金でやるという判断になつたんだと思ひますが、まずそこは間違つていたら修正していただければと思ひます。

この3分の2の補助というのゐ、先も先輩議員もあつましたが、3分の2の補助金を貰うということだと1月31日までに申請を出さないと駄目だと、来年度事業には該当しないということゐ急いでいるという背景だと思ひます。

一方で、先も言われましたが、東電に賠償を求めるといふ部分で

最初から自己資金でやって、あとで全額賠償という道もあるでしょうし、補助金の3分の1の役場の自己資金で出す部分についてあとで東京電力に賠償を求めるということになるんだらうと思います。そういう自給率で対応できる、できないものを考えてリースではだめだということになったんだと思うんですが、そういう見解で今この時期では行政応急復旧補助金この方式を使って、あとで3分の1を東京電力に賠償を求めるという道しかないという町の判断かどうか。これが1点です。

次に2つ目、予算書の歳出の一番最後のページ、民生費で災害救助費、3.11復興のつどい実行委員会補助金773万6,000円を計上している。これの使い道。また3.11復興のつどい実行委員会がどういうものなのか。これは間違っていたら修正していただければいいですが、フォトビジョンに、もう既にこういうことをやるよと。フォトビジョンじゃなかった。役場から送付された広報紙と一緒にありました。岳温泉と土湯温泉で宿泊を恩返しの意味でやるというようなニュアンスで、それがこの事業をやっているものと整合性があるかどうか確認も含めてなのですが、そこに避難していた人達は、それで3.11の思いは、岳温泉、土湯温泉で心はすまされるかもしれませんが、あの時は県内いろんな所に避難しているわけです。猪苗代町にもいけば。果たして3.11復興のつどいが、岳温泉と土湯温泉にみんな集まって泊まりましょうという、あの事例はどうかも含めて、これの使い方を教えていただきたい。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） リース方式ですと、年内3月31日までに完成しなくてはならないということでリース方式はとれないということで町の事業ということになります。おそらく富岡町も行政機能応急復旧補助金を使ってやっていたんだと思います。

また、東京電力の請求ということでありますが、できれば全額補助金まで含めて請求はしたいと思いますが、それは認められるかどうかわかりませんが、それも含めて請求したいと考えております。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） 続きまして、災害救助費の実行委員会について説明を申し上げます。

まず補助金の使途なのですが、まず趣旨ですが、今回、東日本大震災及び原子力発電所事故から、3月11日で1年が経過するわけなんです、その1年を振り返ってさらに次に向かって進んでいこうとするための絆を確認するための事業を行うということでございま

して、具体的に事業を5つほど予定しております。

1つは、今おただしのおり宿泊事業関係、この事業につきましては、バラバラになった親子とか家族、身内、知人などそれらの方の絆を深めていただくということで、2次避難でお世話になった岳温泉、土湯温泉での旧交を温めていただくという事業を予定しているところでございます。

さらに、事業といたしましては、全国から食の応援事業ということで現在5団体ほど予定しております、B-1に出場した5団体を通して、食により応援していただき元気になってもらうという事業。

さらに、3.11の検証事業ということで、一人ひとりそれぞれ今回、相当辛く忘れがたい大変な思いをもっておられます。それらをまとめて文章にして何人かの発表会を行います。さらに演奏会、シンポジウムの開催、そして小中学生が1日ふるさと学校ということで、ばらばらになりましたので一日、春休み期間を予定しておりますが、当時の学校を再現するというので、猪苗代のほうで1泊2日のふるさと学校を開校するというので、予定して進めているところでございます。

なお、広報等に出ているということだったのですが、今回、町の予算以外にも、他の予算も学校とかで使っております。そういう関係で5つの事業について、広報等で確かに周知してございます。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 最初に役場の問題ですが、今総務課長が答えた状況と言いますか、こういうことですから、ある程度は理解します。もし、今後の議会でこれがちょっと待ってよという判断が下された時、現実的にはどういうことになりますか。

質問を変えます。この事業は今年度で終わりと。来年度はまた4月1日に申請するという事は該当しないということをはっきり教えてください。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まず、男女共生センターの延長については、3月31日を延長するというのはある程度の方向性を持っていくということで、それを条件として8月まで延長ということであります。工事が遅れると、男女共生センターのほうにいれなくなりますので、業務に支障を来すということになります。

補助金については、今年度限りということでお話を聞いております。平成24年度、単年度でやれば単独で一般財源扱いということになるかと思えます。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） わかりました。役場については今の答弁を聞いて判断をしたいと思います。

次に、企画調整課長に多少要望があるかもしれませんが、やはり広報紙に流れている文面を見たときに700万円からの予算を使うわけです。一般財源500万円ですよ。そういうときに、もっと3月11日という重さを感じれば、もっと全町民的な企画を検討してほしかったな。なんかあたかも実行委員会に補助出すというお金に見えるんです。どちらかと言えば、あれだけの亡くなった人とかいろいろな思いがあるわけです。その3月11日を500万円、700万円もお金を使ってやるときに、もう少しね。沖縄にもみんな避難している人もいる。将来我々の疑問の中で避難する人、帰らない人いろいろ出てくるときに、それをあわせて全町民的に支援していくというのが考え方に出てくるはずですよ。そういうことを踏まえれば、やはり3月11日にふさわしいといいますか、全町民の気持ちに通じるような企画をもっと突き詰める姿勢があつてほしかった。これだけ申し上げて質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

10番。

○10番（田尻良作君） とんでもない事故、事件でずっとやってきたわけですよ。それで臨時議会ということで役場仮庁舎という話だったのですが、先に全員協議会でも、先ほどから1月31日が期限になるということをやっているんですが、なぜ1月31日で切れる。これはもちろん国からそういう補助金制度という状況であります。もろもろ問題あります、仮設庁舎建設については。私はここに居座るべきだと思うんです、男女共生センターに。そのぐらい私はやっていくべきだと思います。

まさに、我々は悪いことをしてここにいるわけではないですから、そのぐらいの気概をもって町長考えるべきだと思います。いかがですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。如何せん県有施設でありまして、さらにその県有施設が、指定管理者の形の中で今経営対応をしているということでもありますので、私どもは避難して、思いもよらない形に避難してきたわけではありますが、そういう中で居座るといふことの表現は正確かどうかわかりませんが、できるのであればそういう形にしたいと思いますが、やはり所有権が私どもの物ではないので、そんなに無理はできないという判断にたつて、やはりま

た別に仮設を造っていくという選択肢をとったということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） 私にしてみれば情けないような答弁なんですが、要するに事故の原因者、東京電力。一民間会社。相手はなんですか、なぜ我々が行政機能ができないような状況にしたんだということ、一度も言っていない話でしょう。我々議会で東京電力本社に乗り込んで行って言って要望だ云々だと。何働きかけてきたんですか。町民はそれを見えていますよ、しっかり。あのとき私は言いましたよ、けつまくるのは今だって。人間やはりやるときはやらないと。二本松の市民にいつまでもお世話になっているわけにはいかないでしょう。いつまでいるんですか。先ほどの質問にもあったように仮庁舎云々だ。こんな問題ではないと思います、私は。当然東京電力に弁償させてもらおう。我々行政機能ができないんだ。当然東京電力だって国のほうに行きますよ。国は補償金貰っているんでしょう。1月31日で期限切れているんでしょう。私はとんでもない災害、こんなのは我々の主張は十分通ると思いますよ。いかがですかもう一度、町長。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 田尻議員おただしのとおり、先ほども答弁しましたけれども、私どもは避難したくて避難しているわけではないわけですよ。そういう原因者がいるわけですよ。東京電力という形ですけども。そういう形の中で、東京電力に申し入れるものは申し入れる、賠償していただくものは賠償していただくという姿勢は、まったく変わりはありません。

したがって、田尻議員がおただしするとおり、東京電力に対しては要求、要請それをきちっとしていききたいとこのように考えております。

○議長（吉田数博君） 10番。

○10番（田尻良作君） そういう答弁がありました。ここで言うだけでは駄目なんです。実力行使でいかないと。要するに、ここに東京電力を呼んで来て、我々はこういう実態なんだということを訴えていかないと動かないんですよ。ただここで議論をしていたって、何も前に進まないのではないですか。やるということですから、我々も若干望みをもっていかないと思いますが、やるときはやるというスタンス、姿勢で。今我々本当にどういう生活状況をしているのかというと、きのうあたりも仮設に救急車が来て運ばれて、どうしたんだ、どうしたんだってという実態、本当に町に届いているんです

かね。質問は庁舎の部分でいいましたけど、町の姿勢をもうちょっと訴えるというような姿勢をぜひお願いしたい。答弁もう一度お願いします。町長。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今議員おただしのおり、やはりやるべきところはきちっとやっていくということで、議会ともども一生懸命やっていきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
17番。

○17番（勝山一美君） 確認の意味もあるのですが、2点。今回の庁舎の件。これは何を聞かんとしているかというのは、補助金の場合には1月31日までの期間があると。我々避難だからしぶしぶと認めなくてはならないのかという土地問題、場所の問題。それよりも、もう少し時間をかけてよりよいものになるのであれば、補助を考えないで、じっくりと取り組んだ。ただ、男女共生センターの3月31日については、十分今検討して探しているんだから、いずれ出ますということであれば若干貰えると。ただ補助金3分の2捨てて、建設関係については3億8,900万円程度はかかるんだらうと。若干高いとは私は思いますが、単価について60万円も50万円も果たして。要するに、町民が仮設住宅200何万円いますよね。それ以上の立派な庁舎が果たしていいのかと。矢祭町の前の町長さんは職員は軽トラックで歩きなさい。町民はもっといい車で来られるようにしなくてはならない。そういったことを考えればいかがなものかという思いはあります。それでこの補助金3分の2を捨てて、どっちみち3分の1はいずれこれが該当すれば請求するんでしょうから。それよりも、もう少し時間をかけて、よりよい場所の選定ができる可能性があるのであれば、あとこの金額全部を東京電力に、国からの補助がないわけですから、全部請求することができるのか。また、それだけの腹がくくれるのか、第1問。

あと先ほど若月議員のほうからも出ました。これはあくまで773万6,000円、実行委員会補助金ということですが、さらさらと説明を受けました。3月11日というのは、私ども対して、全町民非常に大切な時期であります。このほかにプラスアルファとして、町で何かそれに対するイベントなり、そういったものを考慮しているのか。そうすると総額どのぐらいの金額になるのか。これはあくまでも補助金ですが。まだ議会に対しては、何か予定しているという話はあったのですが、具体的に協働しながらやりましょうという声かけ、もうすぐ3月11日、1カ月ちょっととなりますが、そうい

ったこともない状況で考えておられるのかどうか、この2点。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） まず、仮庁舎の関係であります。男女共生センターは行政の目的をもった施設であるということで、目的外にいつまでも貸し付けはできないということが基本になります。

それで、9月からは本来の業務に戻したいということもありまして、事業も入れているようです。ですのでスケジュール的には今回の補助金を使って建設しないと間に合わないということでもありますので、補助金が見えるものについては先にもらっておきたいということで、このスケジュールでいきたいということでございます。当然賠償はしていきたいと思いますが、期間的に1月末辺りからいろいろ仕事をしていかないと8月までには間に合わないということでございます。

ですから、補助金については来年度はないということでもありますので、単独でやるということでもあります。今の財政状況からいきますと、あるものについては使っていきたいということでございます。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それではお答えいたします。

プラスアルファというご質問だったのですが、ちょっと主管課のほうは住民生活課ということで違うのですが、12月の補正予算で町主催の慰霊祭ということをお予定しております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 私が質問したかったのは、男女共生センターは出なくてはならないだろうという前提なんです。男女共生センターはこうこうという能書きはいいんです。ただ、この補助金に間に合わないでしょう。実際、今からこれからより良い所を求めるということになれば。永田だったらいいのしょうけれども。その場合に、要する4億円近い補助金を東京電力に一括して請求して、それがいただけるのかということなのです。今、永田の土地の設定について、一番まずかったのは「だろう」なんです。すべてそうでしょう。男女共生センターがもう1年くらい延びるだろう、あるいは安達が借りられるだろう。我々はしっかりと決めるときに、きちっとした形で相手の意向も聞きながら決めていかない。こちらは楽観的希望で常にいた。この4億円近いお金が、果たして町として腹をくくって、若干時間がずれて補助金対象にならなかったと3分の2。それでもちゃんとした場所を見つけて建てるということになった場合に、町でそれだけの腹をくくって請求をする。それに東京電力のもろもろ

のことが当然賠償に入ると思うのですが、金額が金額ですからどうなるかわかりません。そういったものをきちんととることが、可能なかどうか。その辺の推測をしているのかどうかということを知りたかったのです。わかりますか。議員の皆さんはわかっているようですが、答弁願います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 当然ながら補助金がないということであれば東京電力には請求していけると判断しています。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対の方の討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（吉田数博君） 起立少数であります。

よって、議案第1号は否決されました。

◎議案第2号 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第2号 物品購入契約の締結について（ホールボディカウンター購入）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を申し上げます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第2号 物品購入契約の締結について（ホールボディカウンター購入）をご説明いたします。

本案は、ホールボディカウンター購入について緊急の必要により、競争入札に付することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による随意契約により、安積医科機器株式会社、代表取締役社長 矢吹智喜が4,620万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額220万円で最低見積者となり、物品購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、健康保険課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは詳細についてご説明を申し上

げます。

購入の機種でございますが、アメリカのキャンベラ社製で2250ファーストスキャンホールボディカウンターでございます。

納入の場所でございますが、二本松市油井字長谷堂230番地。浪江町仮設診療所の側に設置する予定でございます。

契約の方法でございますが、ただいま町長からの議案説明のとおりでございます。随意契約によるものでございます。

契約金額でございますが、4,620万円、うち消費税が220万円でございます。

契約の相手方でございますが、福島県郡山市安積2丁目91番地、安積医科機器株式会社、代表取締役社長 矢吹智喜。

納期でございますが、議会の議決を得た日から平成24年3月31日までということでございます。

このホールボディカウンターの仕様でございますが、その性能から申し上げますと、1時間に30人から50人が測定可能のホールボディカウンターであります。いわゆる1分間で測定できるという素晴らしい性能を持った機械であるということでございます。それから検出の限界値でございますが、150ベクレルが検出の限界値でございます。150以上の放射線については測定において検出できるということでございます。

それから、運用の部分でございますが、管理につきましては津島診療所のほうで管理をいたします。当然のことながらそこに検査等々に対する人員の配置でございますが、受付等につきましては健康保険課の職員が担当としてあたります。それから、検出後の相談といったことについては、津島診療所の先生があたります。

運転のほうでございます。それについては、今現在、放射線の専門の方を雇うということに検討に入っている段階でございます。

それから、ホールボディカウンターの受検者についてどういう形でやっていくのかということでございますが、18歳未満それから妊婦の方の中で、今までやっていない方を最優先的に実施してまいります。それから19歳以上、若い順から順番で実施したいと考えております。

以上が概要でございます。

○議長（吉田数博君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番。

○7番（渡邊文星君） 今の説明では素晴らしい機械らしいんですが、それはどういう機種と比較した場合に、これが素晴らしいということ

とで選定されたのか。その過程を教えてください。

というのは、あれほど随意契約は駄目ですよ、線量計でもやりました。随意契約ではなくて競争入札にしてくれと。線量計だから言ったのではないです。全体をいままで物品購入のやり方が随意契約ばかり。だから昨年20番議員ですか。きちんと競争入札してくれという話あったはずですよ。なぜ今回も随意契約なのですか。そういう意味も含めて、どういう機種と、どういう形でこの機種になったのか。議会軽視ですよ。随意契約ではなくて競争入札または入札制度、指名でも、入札方法いろいろありますが、きちんとやってくれと去年から言っているのに、議会の提案を全く無視している。もう一度この件も含めて答弁願います。

それとホールボディカウンターは、現在浪江町では何人の方が受診されて何人の方が残っているのか。それと、この機種を導入した場合に、全員が受けれる最終年度はいつなのか。きちんと明確にしてください。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 随意契約になった理由でございますが、やはり健康管理、それからこれから子供達の被曝線量から測定した健康管理でございます。それを当然早くやらなくてはならないということもございました。そういうこともあって一般競争入札並びに指名競争入札というのは、いままで浪江町の中ではやってきたわけなんです、この災害において、今までの入札形態での実施は、難しかったということもございます。

なぜ、キャンベラ社になったかということでございますが、今まで県のほうでも、検査機器について、さまざまな日本のものを使っていたという話も聞きました。その中で150ベクレルという検出限界値が、300とか600ぐらいまでになっていたわけなのです。今回調査した結果、県のほうでも購入予定であり、南相馬市、福島市、平田中央病院等々もキャンベラ社製ということも確認いたしました。やっぱりすべてキャンベラ社製のものが採用されていることがございます。

今現在、福島県で被曝検査をやっていて、その健康管理のほうは福島医大のほうでやっている状況でございます。そのために放射線県民健康管理センターで今導入されているのが、今回浪江町で購入を予定しておりますアメリカのキャンベラ社製となっているため、整合性も考えたうえでのキャンベラ社製になったということでございます。

それから、いままでのホールボディカウンターの検診の受診者数

でございますが、1月24日現在では3,192名でございます、2万1,434名いらっしゃいますので、1万8,242人が残りとなっております。このキャンベラ社製のホールボディカウンターで、1時間に30人から50人測定できるとなれば、1年以内には当然全員の方々に対してホールボディカウンターの検診がなされると思っております。1年以内にはやりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 災害時だから、私は随意契約だということは、一部理解は前からしていたつもりです。しかし、一番ホールボディカウンターという被ばくした検査をする機械について、県内いろんな調査したと。大体のところはキャンベラ社を使用しているからということでは、私はあってはならないと思います。

確かに、いろんな意味で医師同士の話であそこも同じ機械やっているから、いろんな相互の関係がきちりしてくるということがあっても、それはまた別の次元の話なのです。やはりきちんとやることはやらないと、随意契約で議会が言わなかったら別ですよ。議会でやるべきだという提案を9月からしている。先の12月だってそうでしょう。線量計については、やると答弁しているわけです。だから私はてっきりこれも随意契約ではなくてきちんと入札、どちらかの入札をやるのではないかと理解していたのです。それなのにまた同じ。一番の理由が健康管理を優先しなくてはいけなから。これも理由としてわかりますが、それは違うでしょう。4,000万円の金だから、復興の金だからいいという話はないんです。議会が提案したこともきちり聞くか聞かないかもあるんです。

町長は先ほど議会と行政は両輪だという話もしました。議会の提案も聞かないで一方的に押しつけてくるという話。我々はチェックする立場でいろんな提案をしていくわけです。その提案を全部無視されたのであれば議会の意味もない。そこはどういうふうに考えているのか、もう一度答弁願いたいと思います。

それと人数についてはわかりました。1年以内、これどういう形で運用されるかわかりません。30人から50人、最低1日でやっていくという形、そんな次から次とならないと私はならないと思う。やってから機械でいいのは1分間かもしれない、実際。1時間に着替えたり、入れ替えたりするわけですから。もう少し具体的に1年以内に本当にこの機械を導入して、もちろんこの機械だけではないと思います。他にももちろんやる。それはそれで他の検査機械で受けて、本当に1年以内でできるのかどうか。もう一度答弁願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 随意契約の件でございますが、やはり今回の随意契約については機種を選定、キャンベラ社ということのいろんな検証の結果からキャンベラ社製にしたと、そういうこともありまして随意契約に至っております、12月議会の意見を無視しているわけではありません。ホールボディカウンターに関しましては随意契約になってしまったわけでございますが、ご勘弁いただきたいと思っております。

それから、残りの1万8,242名のホールボディカウンターの検診でございますが、これは1時間に30名から50名ぐらいの検診ができるわけでございますが、8時間となりますと休みがなくなってしまうわけございまして、1日は当然100人ぐらいはできるのかと考えております。そうしますと、1カ月間で20日間でございますので、20日やるとなれば2,000人、10カ月で2万人というのが私の試算でございます。ただ遠くから来られる方に対しましては、県が主体的に実施するよう今までも要望しております。なかなか県のほうでも要望に応えていただけないような状況にあります。これも強くいままでどおりに、県のほうに対してもホールボディカウンターを受診できるような体制をとってもらうように、今月の末にも会議がありますので、強く要求してまいります。

津島診療所に設置されましたホールボディカウンターに皆さんが来てもらえるとなれば、10カ月ぐらいでできるのかと考えております。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 担当者としては、随意契約についてということだということですが、町長にこれは伺います。随意契約で本当に物品購入をこのまま続けられるのかどうか。いくら非常時、災害時だと言っても、ある程度の金額の大小にかかわらず、体制はきちんと構築していかなくてはいけない時期に、もうきているはずですが。災害対策本部が立ち上げているから、何でも物を買うのは随意契約でいいんだという時は過ぎつつあると思う。この点について議会でもしっかり指摘してきた経緯もありますから、今後の方針についてこの件については町長に答弁願いたい。

それから、担当課長のほうには県外45都道府県、沖縄から北海道まで、この人達をまさか津島診療所に来いとは私は言わないと思います。そういう県外でもさらに避難している人についてのケアはどうしていくのか。県に、ただそれぞれ避難している先の都道府県にお願いだけで済む話なのか。もっと違う形で対応しなくてははいけな

いのか。この辺の考え方どうなっているのか。とにかく1年以内に全員に受診していただいて安心をもってもらう。そういうことが一番の命題であるということは言うまでもありませんから。その後、1年後さらにどういう形で町民の健康、被ばくの調査をしていくかということも、もうその後ろには控えているわけです。この件についてしっかりと取りくまなくてはならないのはわかっていると思うので、45都道府県にいる方も含めてどう対応するか答弁願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 公正性から言って競争入札がもっともふさわしいと考えていますので、随意契約の件については、本当に緊急を要した場合のひとつの手段ということであると思いますが、時間があれば、やはりこれは競争入札というものに付していきたいと考えます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 45都道府県に点在している方々の健康管理、それからホールボディカウンターについての配慮でございますが、45都道府県のホールボディカウンターを動かす場合については、町からの要請では駄目なんだということでいろんな都道府県のほうから来ておまして、当然県対県という形、県対都道府県でないと駄目なんだという回答をいただいています。

だけでも、これはおかしいと思います。当然県レベルで話し合うべき問題なのか。それとも町が都道府県に対して要望していくのかということもございます。私は、県のほうに何度となく怒りを込めながらお願いをしてきました。ところが県のほうで全く動いてくれないのがいままでの現状でございました。いわゆる県のほうのホールボディカウンターの搭載車があるわけでございますから、北海道から沖縄県まで行脚してくれないかということをやいままでも要請してまいったわけなんです。「一応お話だけ承っておきます。」と、これはいつもの話でございます。私は、町独自で要望していきたいと思っております。都道府県に対して。

それから、健康管理でございますが、これまでの議会でお話があるように、健康の管理手帳を作成いたしまして、ホールボディカウンターの結果をそこに書き込めるような手帳を素案として今作っております。そのうちに素案が出来上がりますので、議会の皆様にも検討課題として提案したいと考えております。早急に、健康手帳をつくりながら45都道府県に避難されている方、それから県内に避難されている方に対して、全員に健康手帳を配りたいと考えておりま

す。

ただし、その健康手帳については、当然いろんな医療費等々がございしますので、国に対しては制度の法制化を求めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

9番。

○9番（橋爪光雄君） ホールボディカウンターは、先ほどお話をいただきまして、精度のよいホールボディカウンターを導入するということに対しては理解いたしました。場所は、浪江町の仮設診療所に導入すると。そこでかなり先ほど課長のほうから検診者が多数できるということは理解いたしました。ホールボディカウンターの設置するハウス、どのような規模を計画されているのか、その辺のところをお尋ねいたします。

現状を見れば、一般診療、診察に来る方が本当に狭い中での待合室で苦勞されているということも現状あるものですから、大勢の方が来る受診者に対して、迷惑のかからないようなスペースをとる必要があると思いますので、この辺のところをどのような考えをもっているのか、1点。

それから、全国にホールボディカウンターを受けたいという方が大勢いるということは確認をしております。しかし、なかなか県と県とのやり取りがうまくいかないというのが現状であります。

そこで、やはり国を抱き込んで、ホールボディカウンターは高額ですから、国を抱き込んだ予算措置をとって、やりとりをすべきだと思います。そうでないと、いつまで経っても県と県のやりとりでは、これは進みません。

実質、新潟県の町民懇談会でも出ました。早く内部被ばくの検査を受けたいんだと。特に若い方から多くの声がありました。しからば、各発電所のところの保健室には、ホールボディカウンターが設置されていますから、それを利用できないのかということのお話を聞きました。やはり発電所のホールボディカウンターは、社内利用者用のホールボディカウンターなので精度はあまりよくないということから、あまり薦めたくないんだというところで止まっております。

ですから、国を抱き込んだ予算措置をとって、県と県のやり取りを早急に進めて、これは動かないと解決しないので、この辺もしつかりと町としても県に訴え、県は国に訴えてやる必要があると思うのですが、町としての要望をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは建屋の件でございますが、津島診療所、本当に手狭になっております。患者さんが1日100名ほどおります。その中で検査をするものではなくて、診療所の東の空き地に約4坪ほどの建屋を建てます。建屋を建てて、そこにホールボディカウンターを設置して、その検査を実施する予定となっております。

それから、検診者の待合所でございますが、当然診療所で待ってもらわねばいけません。医師会のほうから診療所のほうにトレーラーハウスが寄贈されました。これは去年の12月に届いたわけでございますが、中が結構ひろうございまして約50人ぐらいが待っている環境ができるものと思っています。50人は大げさかもしれませんが、30人ぐらいがゆうゆうと今待っている状況にできるのかなと思っております。構造物を建てて、それからトレーラーハウスを利用しながら検診に当たっていきたくて考えております。

それから、国を巻き込んだホールボディカウンターの検査は、当然のことだと思えます。これは、先ほど町独自と私申し上げましたが、国に対しても、こういうことの実情を訴えながら、45都道府県のホールボディカウンターを持っている病院であるとか施設があれば、そこで受けられるような環境づくりを早急に国に対しても要望していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 総務課長にお尋ねをいたします。地方自治法上の随意契約の法的根拠についてどうなっているかお示しいただきたい。

健康保険課長にお尋ねいたしますが、合い見積もりはとったのかどうかということです。それが契約経過にかかわるということです。

この性能が非常に高いということは、今の課長説明でわかりました。普通450ベクレルぐらいと言われているのですが、限界値が150ベクレル。相当性能がいいと。だからといって随意契約そのものを認めるわけにはいかない。それはそれ。

それで、具体的にお聞きしたいのですが、県外の受診についてもお話されましたが、例えば、そういう性能が高いホールボディカウンターで検査をしたいということで、北海道から、沖縄からここに来るという場合、当然のことながら家族連れであれば宿泊も含めて経費がかかるわけです。そういう場合、あくまでも自己負担ですよということになるのか。そうではなくて札幌医大と提携をして北海道の場合は、そこで検査をしてもらうということで詰めるのか。仮に詰めるにしても、これは4月からですか運転開始。だからいずれ

にしても、協議があい整わない場合は、二本松に直接来るといふ人がいるのではないかと。そういう場合の必要経費の負担について、私はやはり個人負担にさせるべきではないと思います。なんでもかんでもと言われるかもしれませんが、とりあえずは町で負担をして、当然のことながらその必要経費については東電に請求するということが最もよろしいのではないかと考えますが、どう対処されるのか。

6月、9月、12月で議論してきた健康管理手帳。これは名称はどういうことなのか。その中身はどうなのか、見てみないとわかりませんが、いままでの議論の中では町単独で発行するということについて、厚生労働省でそれを認めるのかどうかという問題があると。そうは言っても医療とか生活記録を記録するものであれば、町単独でもできるのではないかとということで12月議会で町長に詰めました。町長は、理想としてはそうしたいと。しかしそういうものを発行するとすれば、条例化をしないと発行できないという答弁もされているんです。12月議会の議論の流れで健康手帳を発行するとすれば、どういうふうに行政で対処するのか。今言った問題についてお聞きしておきたいと思います。

それから、今言っているのは、結論から言うと購入したことは結構ではあるけれども、1年経過してのホールボディカウンターだと。やらないよりはいいと思うのですが、私はやはり購入は購入として必要なもので認めますが、率直に言って対応が遅すぎるとこれは。あれほど前から言っていたのにようやくということで。でも、ここまできたから良しとしますけれども、問題はホールボディカウンターの性能がいいから、それで検査をすれば安心だみたいになられるとこれはやはり違ふと。まさか私も二本松のマンションで、外よりも高い放射線量が検出されるということなどは予想もしておりません。予想できないことが起きるといふのが、特異な状況に展開していく原発事故だということも改めてわかりました。

その上で、ホールボディカウンターを運転するということは大変いいことなのですが、合わせて町民の健康を守るといふことであれば、甲状腺検査もあるいはガラスバッチの着用そのもの。回収、検査も含めて、総合的な検査をしていく必要がある。これはホールボディカウンター購入の契約ですから、ホールボディカウンターに依存しきらない町民の健康を守る体制をとっていく必要があると思うんですが、結論部分だけお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 随意契約ができるものということですが、これは地方自治法第167条の2に定められております。1号

から9号までございます。主なものについては、不動産等による買入れによる競争入札に適さないもの。あるいは施行令で一定の金額を下回るものということでありまして、また、時価にして著しく低額で契約できるものということで8号が載っております。そういうことでありまして、基本的には競争入札ということになるかと思っております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 合い見積もりはとったのかということでございますが、5社ほど見積もりを提出してもらっております。

二本松市に、遠くからホールボディカウンターの検診にみえられた方の経費の負担でございますが、今のところ予算については私は考えておりませんでした。つまり、こういった経費について旅費等も含めてでございますが、当然東京電力の損害賠償の対象になると考えています。

それから、健康手帳の発行についてでございますが、県から原爆の健康管理手帳、原爆手帳を参考に作っているのが状況でございます。その中身の部分でございますが、健康診査については相当な項目が入っております、その項目をぜひ浪江町の健康診査の中に取り入れたいと考えております。

それから、甲状腺の検査でございますが、当然甲状腺の検査をやらなければならないと考えております。

条例いわゆる被曝者手帳を交付するに当たっての条例化というものも考えてはいたのですが、同項でもって今現在考えている状況でございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 地方自治法上の随意契約の基準に照らして、総務課と行政担当のほうで吟味したのかどうか。その上で、今回の随意契約やむなしという基準に合致する項目があったのかどうかお答えください。

それから、県外から来る町民の検査費用、旅費等の諸経費については考えていなかったということですが、これはたびたび町長はじめ皆さんから聞かされている言葉だし、私どもも強調していることなのですが、どこにしようとも浪江町民だと。町民の絆を深め強めようということになっているとすれば、何が一番かは別にしても、我々議会で県外で懇談会開いたときも、髪の毛が抜けるとか、体調が悪いとか、のどの調子がへんだとか。だから1日も早く被ばく検査をやってくれと、痛切な声が寄せられていたわけです。町民がここに来て検査をするという場合には、当然のことながら一時浪江町

が立て替えをすると。その上で、その必要経費は東京電力に請求するという措置をとるべきだと思いますが、どうされるのかお答えください。

それから、合い見積もり5社からとったということですが、同じ機種での合い見積もりなのか。合い見積もり5社の中でここに絞ったという理由はなんなのか。1社1社の見積もり額については結構ですけども、ここに絞った理由、根拠についてお答えいただきたい。

それから被曝者手帳、健康管理手帳、これは非常にいいことだと思います。だから別に条例化をしなければ交付できないというものではないと。要綱でできると。厚生労働省の縛りも県の縛りもなにもないと。あくまでも町民の命と健康を守るというために必要な手帳だということですので、ぜひこれをほかの町村で発行しているかどうか。報道では二本松で発行すると言っていますが、そのほかの町村の事例も参考にします。今課長は被曝者手帳の中身を、非常に吟味されたものだからそれを参考にするとおっしゃっていましたが。今回の原発事故にふさわしい、あるいはこれから長期に渡って町民の健康が侵されるおそれがあるということですから、そういうことについても何があっても有効に生かすことができる手帳にしていきたい。ぜひ我々議会でも、その案をお示しいただきたい。そういうことで進めるかどうか。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 通常ですと、指名競争入札ということになります。指名業者の登録がされていないということで、今回につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号ということで、緊急の必要により競争入札に付することができないということでの随意契約でございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 合い見積もりが同じ機種だったのかということですが、同じ機種でございます。それで一番安いところにとということなんです。

それと、健康手帳の発行についての内容でございますが、当然先どもご答弁いたしましたとおり、議員の皆様全員にこういう素案だということを提示して、それをもんでいただきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 県外に住んでいる方の費用については、東京電力の損害賠償に検査費用も載っております。それを含めて、今後考えていかなくてはならない問題だと思っております。とにかく原因

者である東京電力に賠償請求をしていくという形で臨んでいきたい
と思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） こういう状態だから業者の指名はしていないと。
したがって随意契約やむなしということなのですが、そういう背景
はわかります。でも、まもなく1年になるわけだから、すべての事
業について、ここで指名するということはどうかと思うけれど、私
は方法があると。判断の基準はなんだと。やはり浪江町の業者を優
先的に指名しておくということです。それは浪江町で事業活動をや
ってきた人が、あちこち散らばっているとは思いますが、やっぱ
りそれこそ一人一人の町民を大事にすると。事業者を大事にする
ということのためには、こういう状況でも対応できるような指名のあ
り方を考えていくべきだろうと。浪江の業者だけで対応できない
ということもあると思うから、そこは柔軟な対応が必要だと思うけ
れども、やはり町民の信頼関係を深めていくということのためにも、
ぜひご検討していただきたい。そういうことで検討されるかどうか
お答えください。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それは浪江町ということに限ってはなかな
か難しいのかなと思いますけども、地域性ということである程度絞
りながら指名競争入札ができるようなことを模索していきたいと考
えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第2号 物品購入契約の締結について（ホールボデ
ィカウンター購入）を採決いたします。採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩を行うべきであります。午後の日程もございま
すので、このまま続行したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎報告第1号上程、説明、質疑

○議長（吉田数博君） 日程第6、報告第1号 財団法人浪江町振興公社の経営状況報告についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を申し上げます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第1号 財団法人浪江町振興公社の経営状況報告についてご説明いたします。

財団法人浪江町振興公社の平成22年度の決算については、事業活動収入の一般会計額が6,285万3,000円、特別会計額2,180万円、合計8,465万3,000円。事業活動支出の一般会計6,338万8,000円、特別会計分2,160万9,000円、合計8,499万7,000円であります。東日本大震災の影響で当期収支差額34万4,000円の赤字となりました。

この結果、前年度拋出金1,395万5,000円に、当期収支差額を加えた1,361万円が次期繰越金となっております。

詳細については、産業振興課長が説明をいたします。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 別紙の資料、事業報告並びに決算報告書によりご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。事業報告の概要でございますが、今回の3月11日の大震災により書類等が紛失したため、事業実績につきましては取り組み等を含めて説明をさせていただきます。

スポーツ施設ではテニス、パークゴルフ、サッカーの大会等を実施し、施設利用と宿泊を合わせたパックの推進を行うことによって若干増加をいたしました。

一般宿泊料は減少しております。飲食ではバーベキュー、宴会とパークゴルフを合わせたパックの推進を図ってまいったところでございます。

次に、事業実績の施設の利用であります。数値については12月現在のものでございます。3月末見込みのものについては、前年の1月から3月の数値を入れて見込みとして数値を計上してございますので、ご了承ください。

ア、プラネタリウムの利用状況ですが、利用人員は個人それから団体を合わせて1,755人で、前年対比20.5%の減。イ、宿泊施設の利用については、研修室及びコテージの宿泊人員2,776人で前年対比25.1%の減となっております。ウ、研修施設等の利用、エ、スポーツ施設の利用及びオのイベント開催等については記載のとおりでございます。

（2）レストラン及びバーベキューの利用状況であります。利

用者は1万4,967人、前年対比24.6%の減となったところであり
ます。

(3) 広報宣伝活動以下は記載のとおりでありますので、説明は
省略させていただきます。

10ページをお開き願います。一般会計収支計算書について、決算
額のみ申し上げます。

事業活動収入では(1)基本財産運用収入49万4,000円。

(2)事業収入は、8項目の内訳のとおり8,173万4,037円。

(3)補助金等収入内訳は、施設管理受託費収入が3,000万円。

(4)雑収入、62万5,075円で、事業活動収入、計6,285万3,122
円となっております。

2、事業活動支出であります(1)事業費6,081万3,630円、
次ページ、11ページになりますが、(2)管理費が257万5,144円、
事業活動支出、計が6,338万8,774円となり、事業活動収支差額は53
万5,662円のマイナスとなっております。この額に前年繰越収支差
額を加えた次期繰越収支差額は1,470万6,335円となったところであ
ります。

次に、12ページをご覧ください。特別会計収支計算書でありま
すが、収益部門に係る特別会計であります。事業活動収入は、レスト
ラン売上収入、バーベキュー売上収入が主なもので収入計は2,180
万499円です。

2事業活動収支は支出は人件費、調理代金が主な支出であり、事
業活動支出計は2,160万9,052円であります。収入から支出を差し引
いた当期収支差額は19万1,477円の黒字となりましたが、前期繰越
収支差額、マイナス128万6,811円を加えた次期繰越収支差額は109
万5,364円の赤字となっております。

次に、4ページに戻りまして、収支計算総括ですが、一般会計、
特別会計の交付税で事業活動収支計が8,465万3,611円、事業活動支
出計8,499万7,826円となり、事業活動収支差額マイナス34万4,215
円、前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は1,361万971円と
なりました。

次に、5ページをご覧ください。貸借対照表総括表であります
が、一般会計、特別会計の合計でご説明申し上げます。

資産の部、1流動資産合計であります(1,635万720円)となつてお
り、固定資産合計が5,011万1,134円で資産合計は6,646万1,854円と
なります。最後ですが、これは流動負債のみでありまして、負債合
計が273万9,749円あります。次に、正味資産の部で合計が6,372
万2,105円、負債及び正味財産合計が6,646万1,854円となつたとこ

ろであります。

7ページ以下、財産目録等については記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で平成22年度財団法人浪江町振興公社の経営状況報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番（馬場 績君） マリンパークなみえの職員の体制は今どうなっているかということについてお聞かせください。

その上で、マリンパークなみえの決算上の現金預金、定期預金、相当額でございます。これの管理は誰がやっているのかということについてお聞かせください。

それから、これは前年度決算ということではありますが、3月31日以降、全く事業活動ができない状況になっているわけです。その上で、町がこれまで振興公社に毎年3,000万円補助金として支払ってきたわけですが、これは平成23年度については年度途中で移動したわけですけれども、この町の補助金について、この決算書上3,000万円振り込んだ、支払ったということになっております。その上で新年度においてはどう対処するのか、町のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田数博君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 職員の体制でございますが、現在職員については休業状態でございます。それからパートにつきましては解雇という形になっております。

それから、帳簿等の管理でございますが、これについては事務長が管理していると聞いております。

それから3,000万円についてですが、平成22年度については支出してございますが、平成23年度分については、当然このような状態でございますので、支出はしてございません。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） マリンパークなみえの財産管理についてであります。職員が管理していると聞いているということですが、副町長が理事長ですよね。したがって、こういう状況のもとで財産管理については間違いのないような管理をすべきだと思いますが、業務そのものはないという中で、これだけの預貯金を職員に預けておく、職員管理に任せるとということについて、理事長としてどうお考えなのか。改善の方法があるとしたら、どういう改善を検討されているのかお聞かせください。

- 議長（吉田数博君） 答弁、副町長。
- 副町長（上野晋平君） マリンパークなみえにおける財産管理でございますが、3月11日以降、支出する内容についてはすべて私がチェックをしております、預金通帳の印鑑は私が保管しております。そしてその決裁した内容をもって支出をお願いしているという状況でございます。
- 議長（吉田数博君） 20番。
- 20番（馬場 績君） 現金がいくらあるのかわかりませんが、現金も私は預金預入をして、出し入れはすべて預金通帳、もちろん社内伝票については理事長決裁という方向をとるべきが懸命な方法ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。
- 議長（吉田数博君） 答弁、副町長。
- 副町長（上野晋平君） 現金を保有していない。すべて預金通帳から出し入れをしているということでございますので、その辺についてはご理解いただきたい。
- なお、現実的に振込料とかそういったものについては、あとでわかって領収書をもって伝票を切って立て替えてもらうという形になっておりまして、すべて現金を所持していない。通帳から支出しているということでご理解をいただきたいと思っております。
- 議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
- 以上で報告を終わります。

◎報告第2号上程、説明、質疑

- 議長（吉田数博君） 日程第7、報告第2号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題といたします。
- 町長から提案理由の説明を申し上げます。
- 町長。
- 町長（馬場 有君） 報告第2号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について説明いたします。
- 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の平成22年度の決算については、収入総額が2億4,841万8,000円、支出総額が2億5,395万4,000円、東日本大震災と原発事故の影響により、当期損失が553万6,000円となりました。この結果、期末未処分損失金は1億1,098万7,000円となっております。
- 詳細については、産業振興課長が説明をします。
- 議長（吉田数博君） 内容説明、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 別添資料の平成22年度事業報告並びに収支決算書によりご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。はじめに事業報告の総括であります
が、これにつきましてはご一読いただきたいと思ひます。

3月11日の震災によって、営業日が大幅に減少したために利用人員が6万3,049名、売上高2億4,841万8,000円で、対前年比の利用費で3.5%、売上高で8.1%のマイナスとなっております。実施事業等については記載のとおりでございますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

4 ページをお開きください。財産目録ですが、資産の部で流動資産が1,006万5,982円、固定資産が3,246万18円、合計が4,252万6,000円となっております。負債の部ですが、流動資産が8,914万3,411円、固定資産が3,287万円で、負債の部合計が1億2,201万3,411円となり、差引正味財産は7,948万7,411円の不足となっております。

5 ページの貸借対照表ですが、財産目録と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

6 ページをお開きください。損益計算書ですが、営業収益で2億4,837万5,093円、営業費用が2億5,226万3,033円で差し引き388万7,940円の営業損失となります。営業外収益は受取利息で4万3,551円、営業外費用が借入金支払利息で169万1,969円となり、平成22年度収支差額は553万6,352円のマイナスとなっております。

次に7ページの当期純損失処分（案）であります
が、繰越損失金1億545万1,059円と当期損失金553万6,352円を合計した期末未処分損失金1億1,098万7,411円が次年度に繰り越しとなります。

9 ページ以下、収支決算対比表については記載のとおり
でありますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

また、16ページ以降、資料といたしまして、経営分析表とオープンから現在までの収支損益一覧及び敷地内の空間線量を掲載しております
のでご参照ください。

以上でございます。

○議長（吉田数博君） 以上で報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 2点ほどお尋ねいたします。

第1点は、先ほどと同じこととなりますが、現金預金と流動資産の管理体制はどうなっているのか。

第2点は、原発の事故で事業そのものが壊滅的な打撃を受けたと。

東京電力に対する損害賠償の現状についてお示しいただきたいと思
います。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 財産管理でございますが、こちらにつ
きましても先ほどと重複いたしますが、いこいの村の事務長が預か
っているような形になっております。

損害賠償請求についてでございますが、これらにつきましては事
務局のほうで精査をしながら請求を進めるという形で現在は行って
おります。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 損害賠償請求の準備中ということで、いつ頃請
求することになるのか。おおよそどれくらいの請求になるのかお示
しいただきたい。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） これは先日、12月に理事会がありまし
て、オブザーバーという形で参加させていただいたのですが、その
時にはまだ精査中ということで、金額等についての提示はございま
せんでした。ですので、まだ細かい数字については、私のところでは
申し訳ございません、掌握してございません。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） そうすると、損害賠償請求の準備中だと。それ
を進めているのは産業振興課ではなくて、いこいの村なみえの支配
人なのか。どこでその準備をされているのかお答えください。

○議長（吉田数博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君） 事務については当然事務長のほうでや
りますが、理事会に諮って、それを賠償請求するという形になるか
と思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって、平成24年第1回浪江町議会臨時会を閉会いたしま
す。

（午後 1時58分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署 名 議 員 馬 場 績

署 名 議 員 愛 澤 格

署 名 議 員 山 崎 博 文